

令和8年宇治田原町総務建設常任委員会

令和8年3月10日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第12号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
するについて

議案第15号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を制定するについて

議案第22号 宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制
定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○建設環境課所管事項

- ・宇治田原町建築物耐震改修促進計画の改定について

○まちづくり推進課所管

- ・新名神高速道路建設事業の進捗について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	2番	光島善正	委員
副委員長	6番	今西利行	委員
	1番	谷口茂弘	委員
	3番	堀口宏隆	委員
	10番	藤本英樹	委員
	12番	原田周一	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長 勝谷聡一君

総務政策監	奥谷	明君
総務理事兼総務課長	村山和弘	君
建設事業理事	垣内清文	君
総務課課長補佐	飯田謙吾	君
総務課課長補佐	西谷久弥	君
総務課課長補佐	松原慎也	君
企画財政課長	中地智之	君
企画財政課課長補佐	岡本博和	君
企画財政課課長補佐	角田友和	君
企画財政課課長補佐	明尾洋平	君
税住民課長	奥西正浩	君
建設環境課長	中村浩二	君
建設環境課課長補佐	田中寿生	君
まちづくり推進課長	植村和仁	君
まちづくり推進課 課長補佐	山崎浩典	君
産業観光課長	谷出智	君
産業観光課課長補佐	檜木忍	君
上下水道課長	下岡浩喜	君
上下水道課課長補佐	石田隆義	君
上下水道課課長補佐	衣川信哉	君
会計管理者兼会計課長	岡崎貴子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士	君
専門官	長谷川みどり	君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席賜り、誠にありがとうございます。

本委員会は3月3日の開会日に上程され、付託されました3議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和8年第1回の総務建設常任委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。また、当委員会の光島委員長をはじめ、委員の皆様方にはいろいろとお世話になりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、昨日は議員の皆様におかれましては、予算特別委員会を開催をいただきまして、そして、おかげさまをもちまして、令和7年度の一般会計補正予算（第5号）など、付託をされました全議案につきまして可決すべきものと決させていただきましたことを改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今週、明日、まず3.11、東日本大震災から15年という月日がたちましたが、改めて犠牲者の皆様方にご冥福、そして被災地の復興をご祈念を申し上げたいというふうに思っております。本町といたしましても、明日、発災時刻2時46分でございますけれども、午後2時46分、黙禱を実施をさせていただきますので、またこの庁舎にいらっしゃいましたらご協力のほうをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、今週末には維孝館中学校の卒業式というところでございます。そして、来週には両小学校の卒業式というところを迎えますが、ご案内のとおりご臨席を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本日は、先ほど委員長からもございましたように本委員会に付託をされました議案並びに各課等の所管事項報告につきまして、ご審査をいただきたいというふうに存じます。

それぞれの議案につきまして、また報告内容につきましては、後ほど各課の担当よりご説明をさせていただきますが、よろしくご審査をいただきまして、議案につきまして可決すべきものと決していただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第12号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第12号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきまして、ご説明のほう申し上げます。

議案第12号の資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、1、趣旨でございますが、本町を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、まちの未来を切り開く重要施策を一層強力に推進していくため、組織体制の見直しを行うものでございます。

次に、2の組織改正の概要でございますが、5つ丸を打ってございますが、まず1つ目、広報、観光、シティプロモーション、商工振興、移住定住、公共交通、ふるさと納税など、まちの未来を創造する施策を戦略的かつ一体的に推進する「まち未来創造課」を新設。

2つ目、また3つ目が、都市基盤の着実な整備を推進するため、新名神、山手線、都

市計画を所管する「都市計画係」を建設課、現の建設環境課に設置するほか、環境係を農林環境課、現の産業観光課に移管。

4つ目が、所管業務との整合及び住民への分かりやすさ向上を図るため、健康対策課を「健康医療課」に名称変更。

5つ目が、企画財政課の企画情報係を未来創造戦略の企画立案を担う企画政策係と、自治体DX推進を担う情報係に分割し、より専門的にそれぞれの施策を推進できる体制を構築と、以上5点を主な内容といたしまして、次年度の組織体制、組織改正のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目に書いています改正条例につきましては、宇治田原町議会委員会条例、また、宇治田原町組織条例等5条例を改正いたしますとともに、関係例規、規則、規程、要綱も併せて改正をいたします。

最後に、4番目、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

裏面めくっていただきまして、裏面には令和7年度と令和8年度の比較を記載させていただいております。課名や係名につきましては、先ほど申し上げた内容での見直しとなっております。

12月定例会の最終日、全員協議会におきましてご説明させていただいたところと1点だけちょっと変わっております。令和7年度が産業観光課であったものが、令和8年度に改正するほうが「農林環境課」とさせていただくというふうな12月からの変更というふうなことになってございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 3点ほど伺います。

まず、企画財政課ですが、入札契約係、これは本町始まって以来の重大事件後に設置されましたが、今後どの課のどの係が担うのかについて教えてください。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 今おっしゃっていただいたとおり、重大事件が発生して以降、入札等委員会、そしてまた入札監視等委員会の設置というところで、入札契約係というのをつくったわけですが、以前に戻りまして、財政管財係のほうでその事務はさせていただく予定としております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私といたしましては、やはりちゃんとしっかりとその入札契約係ですか、4点ほど仕事があったと思うんですけども、きちんと係を残すべきだというふうに思います。

2つ目ですが、まちづくり推進課、これあまりにも未来創造課にし過ぎているというふうに思います。住民にとっては分かりにくいと思います。その設定された理由については分からないでもないんですが、あえて変えなくても十分目的、今までの課をきちんとやっていけば達成されると思います。あまり急激に変えるということは、住民にとっても分かりにくいというふうに考えるんですが、いかがですか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それぞれ分かりにくい、分かりやすいというのは人それぞれかなというふうには思いますが、この間、堀口委員のほうから、一般質問をお受けして、僕感じたのが、シティプロモーションという言葉は、やっぱり片仮名を使うということに対して、やっぱり分かりにくいというご指摘もいただいたところなんです。改めてシティプロモーションという言葉もネットのほうでも検索したんですが、最近、やっぱり地方自治体ではよく使われる言葉であって、地域のイメージ向上や、活性化のために行う活動の総称であるというふうにいわれておまして、まさに、今回まち未来創造課というのを設置して、うちがシティプロモーション、地域のイメージ向上や活性化のためにやっていくという課として、シティプロモーション課としてもよかったんじゃないかなと思うぐらいに、これからのまちづくりのためにというふうなところを全て寄せてきて、今置かれている課題解決というか、宇治田原町をアピールする課としてつくっていききたいなというふうに考えておりますし、シティプロモーションという言葉の中には、地域のイメージの向上、それで、また関係人口の増加、経済の活性化、まさにふるさと納税額のアップとか、また、シビックプライドの醸成といった言葉が全て込められておりますので、こういった形で新しく課を設置して、戦略的な、先ほども提案のときに申し上げましたが、戦略的かつ一体的に推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 私としては、今までの課を十分充実していった徐々に変えていくべきだというふうに思います。

3点目ですが、建設環境課ですが、道造り、大変大事だと思いますが、あまりにも特

化し過ぎているんじゃないかというふうに思います。

建設における開発と環境というのは密接な関係があると思います。特に名神が通り、山手線も開通することによって、今後様々な開発が予定されていると思うんですけども、ほかの皆さんも言うておられるように、お茶の町、宇治田原の自然を守っていくということが非常に大切であると思いますので、やはりこれまでどおり建設課の中に環境係ですか、を残すべきだというふうに考えております。

○委員長（光島善正） 意見ですか。

○委員（今西利行） ですが、どう思われるか、その点について。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 環境係というのはすごく難しいかなと。どこについていてもおかしくないよというふうな係ではあるかなというふうには、私も思っておりますが、一体的に実施していかなければならないと、連携という言葉は常に出てまいりますので、どことどこの課、どこの課でどこの係になろうとも、一体的に連携しながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 宇治田原は、建設残土とかいろんなところにほったらかしになっていたりとか、やはり今後の開発と関わって、いろいろ茶畑がなくなっていくとかいうことも含めてですけども、そういうこともありますので、やはりしっかりと私は建設と環境はリンクしてやっていくべきで、そのままの状態でも元の課に戻すべきだというふうに思います。これは意見ですけども。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第12号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長（光島善正） 挙手多数。よって議案第12号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

- 委員長（光島善正） 次に、議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

- 総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案第15号の資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1、趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正内容でございます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございまして、①非常勤消防団員等の補償基礎額の改定につきましては、表内の括弧内の現行の補償基礎額に対しまして、その左側の額に改正するものでございます。

②が消防作業従事者等の補償基礎額の改定につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものでございます。

③非常勤消防団員等の改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額につきましては、表のとおり第1号、配偶者を廃止、第2号に係ります加算額を表のとおり383円から433円に改定するものでございます。

最後に、3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

- 委員長（光島善正） ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 1つだけ。配偶者加算の廃止とありますが、これについてはもう少し説明をお願いできますか。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） これも今の社会の一般的な流れかなというふうには感じており、そのとおりなんです。我々職員の給与につきましても今まで配偶者手当とあったものが、もう配偶者手当というのはなくなりましたし、やっぱり共働きというのも増えていますので、配偶者に対する手当であったり、こういった加算というのは、もう時代とは変わってきたのかなというふうなところで、今回、昨年も100円に引き下げられて、今回廃止というふうになったものでございます。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第15号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（光島善正） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時22分

○委員長（光島善正） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について、進めます。

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 付託議案審査について、議案第22号、宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 失礼いたします。

それでは、議案第22号の資料のほうをご覧くださいと思います。

宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明させていただきます。

1番、趣旨でございますが、消防事務の委託によりまして、本町に適用されております京田辺市火災予防条例におきまして、火災に関する注意報の発令が新設されることなどに伴いまして、本条例における火入れの中止の要件について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、「異常乾燥注意報」の文言を「乾燥注意報」に改める。

もう一つ、火災に係る注意報が新設されることから、「火災に関する注意報」の文言を追加するものでございます。

施行日、施行期日といたしましては、下にあります、抜粋にあります京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例の施行日に合わせまして、令和8年3月31日としております。

簡単ですが、ご説明のほう終わります。

以上、よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） この間の山林火災を受けての以下の改正なのか、その辺りも含めて

文言の変更、異常乾燥注意報が乾燥注意報、それから火災に関する注意報が出てきたんですけれども、そういう関係でなされたんでしょうか。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○産業観光課長（谷出 智） 先ほどご説明させていただいたとおり、京田辺市の火災予防条例の一部を改正する条例が文言の追加というところで条例を改正されるというところにおいて、本町の条例のほうを一部改正となったというところでございます。

委員のおっしゃっている趣旨については、ちょっと私の所管ではございませんが、恐らく火災に関する注意報の発令というところで、予防上の注意という発令が追加されるということ踏まえますと、委員のご指摘のとおりかと思えます。以上です。

○委員（今西利行） 分かりました。

○委員長（光島善正） ほかにございますでしょうか。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第22号、宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と合わせて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛に提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託さ

れている議案につきましても、3月26日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月24日火曜日午後5時までに議長宛提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管の宇治田原町建築物耐震改修促進計画の改定について、説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） それでは、宇治田原町建築物耐震改修促進計画の改定について、ご説明を申し上げます。

A4判、2枚の宇治田原町建築物耐震改修促進計画（概要）を中心にご説明をさせていただきますが、詳細につきましては併せてお配りしております冊子、計画冊子（案）をご覧くださいと存じます。

まず、1ページ目、計画策定の趣旨と背景でございますが、現在、大震災はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっておりますでございます。

平成22年に策定、平成28年に改定するなど、耐震化への取組強化とともに改定を重ねてきました本宇治田原町建築物耐震改修計画を、京都府建築物耐震改修促進計画が改定されることに伴いまして、所要の改定を行うものでございます。

令和8年から令和17年までの改定後の計画期間である10年間におけます主な改定内容といたしましては、本町に影響を及ぼす主要な活断層による被害想定の見直し及び耐震化促進への取組といたしまして、低コスト工法の普及促進、代理受領制度の導入と明記しております。

本計画の改定に関しまして、令和8年4月1日から4月30日までの期間においてパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を考慮し改定を進めることとしております。

なお、改定予定日といたしましては、令和8年6月1日を予定しております。

次に3番目、耐震化の現状と目標より以降につきましては、本計画（案）の冊子より抜粋をして記載をさせていただいております。随時、計画（案）の冊子をご覧くださいと存じます。なお、計画（案）冊子における記載ページにつきましては、それぞれの項目に記載をさせていただいております。

まず、資料の概要版、2ページ目をご覧ください。

まず、本町の耐震化の現状でございますが、家屋固定資産税台帳より推定を行ってお

るところでございます。令和7年1月1日現在の時点では、建築基準法が改正される以前、昭和56年5月以前の木造住宅に関しまして、59%の割合となっておりますと推計をしておるところでございます。

次に、耐震化の目標でございますが、宇治田原町における現状を勘案しつつも、京都府計画と同様に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消していく、解消するということを本計画においても目標として設定をしていただきます。

次に、(3)耐震化の施策の現状と実績でございますが、これまで本町におきまして、平成18年度より木造住宅耐震診断士派遣事業によりお住まいをされている住宅の現状把握及び平成30年度より木造住宅耐震改修等補助事業における改修への負担軽減策を講じてきており、その実績については記載をさせていただいております。

次に、住民の命を守るための施策の推進といたしまして、4、建築物の耐震化を進めるための取組でございますが、概要版2ページから3ページ目、(1)から(4)に記載しておりますとおり、まず耐震化に関しましては、建物の所有者等が耐震化の必要性を理解していただき、自発的、主体的に取り組んでいただくことが不可欠でございます。町といたしましては、建物の状況を把握していただく耐震診断及び建物の危険性、改修の必要性を把握し建物の安全性向上をしていただくために、積極的な啓発を行いまして、耐震化及び減災化については、屋根の軽量化、耐震シェルターなどの手法があることの周知をするなど、継続して取り組んでまいりたいと記載をしております。

そのほか、所有者等の費用負担及び負担感の軽減を目的といたしまして、低コスト工法の普及促進や、工事施工者が補助金の受領を行う代理受領制度の導入を図ってまいります。

以上の取組につきまして、5番に、その他耐震化の促進に必要な事項として記載させていただいておりますが、こちらこれらの取組におきましては京都府をはじめ他市町村、事業者、関係団体との連携による取組により、その効果が大きく発揮されるものと考えておることから、本町におけます施策等の実施に当たっては、多方面、多角的に進めていく必要がある旨、計画（案）に記載をさせていただいております。

計画（案）に関する説明につきましては、簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 災害時における一番大切なことは、私いつも一般質問で取り上げているんですけれども、第一次避難をどれだけ迅速に行うかということだと思っておりますが、

殊、地震に関しては発災直後に家が倒壊して圧死されるという、そういう報道もたくさん聞いております。耐震化の取組、これ非常に重要だというふうに思います。

しかし、この間ずっと努力していただいているんですけども、必要が分かっているもやっぱり耐震改修がなされない主な理由としては、やはり経費が高額であるということだというふうに思います。

今回、低コスト工法、それから、併せて補助金の代理受領制度ですか、の導入は大切であると考えております。そのほか、簡易耐震改修の推奨とか、耐震シェルター、耐震ベッド、耐震ブレーカー、家具転倒防止の推奨も大事な取組だと思いますし、リフォームに併せた耐震改修という誘導についても書いておられますけれども、大変な取組と思います。

町として、耐震診断、耐震改修を直すための積極的な、引き続き広報をお願いしたいというふうに思いますが、なかなかこれまでの取組といっても、なかなか取組ができていないということを踏まえて、何らかの形で住民に個別に広報するとか、そういうふうな形で、さらに一層そういう形で進めていただけないかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） まず、個別という意味におきましては、まず住宅の耐震の数値というのがどれぐらいかというのを把握していただかないと、所有者の方には通知をすることができません。ですから、まずは不特定多数の方につきまして、まず耐震診断をしていただいて、お宅の自己の所有とする建物の状態を知っていただく、それをまず進めていかなければならないと考えておるところでございます。

こちらの啓発につきましては、これまでから役場多目的室におきます展示であったり、総合防災訓練などの取組における啓発というものを併せて周知していきたいというふうに考えております。

そのほか、耐震診断を行われて実際に対策が取られていない方につきましては、年度を過ぎましても個別に勧奨通知を送付しておるところでございますので、こういった地道な取組を、期間はかかるかもしれませんが、継続して取り組んでいくということが町として必要な施策ではないかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 今後とも、この間もずっと努力していただいているのは分かっていますので、引き続き、そういう個別にアタックというか、できるような形で、今おつ

しゃったような形で、今後とも引き続き地道な取組を続けていただけたらというふうに
思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 質疑じゃないんですけれども、政府のほうも、3月6日の閣議で災
害対応の司令塔を担うために防災庁設置法案を決定し、2026年、令和8年度中に発足を
目指すとされました。

この目的は、地域レベルの防災力を強化するために、地方機関の防災局を置くことを
明記されておりまして、南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺の両大規模地震への対応
を想定されております。国や府も巨大地震への対策を強化しておりますことから、建築
物耐震改修促進には今後も力を入れて取り組んでいただけたらと思いますので、
これはちょっとご意見として申し上げたいと思います。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて建設環境課所管事項報告の質疑を終
了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の新名神高速道路建設事業の進捗について、説明を求め
ます。山崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） それでは、新名神高速道路の進捗状況のほう
をご説明申し上げます。

こちらにつきましては、9月と3月に年2回進捗状況を報告するものです。

それでは、資料1枚目、A4と、資料2枚目、A3を併せてご覧いただきたいと思
います。

A3につきましては、NEXCOのほうから提供を受けている資料で、青色が工事が
終了したもの、緑色が現在施工中のものとなり、町内の工事区を取りまとめたものが、
表のA4のほうになりますので、A4をもとに説明のほうをさせていただきます。

9月報告以降、新たな契約工事はありません。

それでは、全体の工事の施工状況について、上のほうから順に説明をいたします。

まずは、宇治田原インターチェンジにつきましては、地盤改良工事や切土工事に着手
されております。

次に、宇治田原第二高架橋、郷之口地内につきましては、4件の工事のほうが完了し

ております。

次に、宇治田原トンネルにつきましては、新たに1件が完了し、2件の完了となり、残り3件の工事が施工されており、インバート及び覆工を施工されております。

なお、下り線の掘削完了に伴い、昨年12月3日に下り線の貫通式が行われました。

続いて、宇治田原第一高架橋、岩山地内につきましては、3件の工事が完了しております。

最後に、禅定寺地区につきましては、新たに1件が完了し、2件の完了となり、残り2件の工事が施工されており、切土工事のほうを施工されております。

なお、一番下にあります鉄建建設株式会社さんが受注されておりました新名神高速道路をまたぐ、(仮称)宇治田原山手線橋及び(仮称)宇治田原歩道橋の上部工の完成に伴い、この2月7日には、地元区である禅定寺区及び緑苑坂区を対象に現地見学会、現地見学イベントを実施され、地元区約110名の方が参加され、テープカット、くす玉開披や橋歴板取付作業、記念撮影及び橋面お絵描き等を行われました。

以上、新名神高速道路の整備状況となります。

○委員長(光島善正) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員(藤本英樹) まず、大津市側や城陽市側で大幅な工期遅れなどは報告されているのでしょうか。

○委員長(光島善正) 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(山崎浩典) 大津市側や城陽市側の大幅な工事の遅れなどは聞いておりません。なお、委員各位にも情報共有をさせていただきましたが、昨年12月18日付でNEXCOよりニュースリリースされました工事進捗情報として、城陽ジャンクションインターチェンジから大津ジャンクション区間につきましては、工程精査(継続)であり、2025年12月時点における工事の進捗を踏まえると、今後の土工工事、橋梁工事、舗装施工工事の完了に少なくとも3年以上、工事の進捗によってはさらに1年から2年程度の期間を要する見込みであると聞いております。

なお、今後もネクスコの担当とは定期的に情報共有を行い、進捗状況等を把握していきたいと考えていますので、よろしく願います。

○委員長(光島善正) 藤本委員。

○委員(藤本英樹) そしたら、本町内管轄の最長工期が宇治田原インターチェンジ工事のその2であり、令和11年6月28日となっております。ほかの工区、城陽市側や大津市

側も令和11年には完成すると見込んでもいいんですか。その辺ちょっと確認させてください。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） 今回、半年に1回、進捗状況をご報告させていただいておりますが、示している資料につきましては、あくまで各工事の工期であることから、新名神の完成時期につきましては、先ほども回答しましたが、完了に少なくとも3年以上、工事の進捗によってはさらに1年から2年程度の期間を要する見込みであると、NEXCOのほうから聞いております。以上となります。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） NEXCO西日本の管轄でありまして、本町が全て把握していることは難しいかと思えますけれども、城陽ジャンクションから大津ジャンクションまで、一日でも早い開通を期待しておりますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これにてまちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に上げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 1点、ちょっと質問というんですか、要望を兼ねてなんですけど、実は過日、全国で発生している街路灯なんですけれども、これの老朽化とか、それから倒壊、こういうものに関する報道がありました。

それを見ていると、通行人とか車が支柱内部の腐食によって重傷を負うというような事故も発生したということなんです。

そこで、ちょっとお尋ねしますけれども、本町内で相当な街路灯あると思うんですけども、一体どれぐらいの数の街路灯があるのか。まずお聞きしたいと思います。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 街路灯の総数といたしましては、町内で2,254灯と把握をしておるところでございます。そのうち、関西電力のいわゆる関電柱など、電柱に添架

しているものが1,686灯となっておりまして、支柱により建柱し単独で設置しておるもの、これが568灯という内訳になっておるところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 相当な数の二千を超える街路灯があつて、その大半が今おっしゃつた電柱、関電とかNTTですか、何かのものに設置されているということで、これについては土台がしっかりしているので、電柱でありますので。それと同時に、以前LED化ですか、されたことがあったんですけども、ほぼ10年近くなると思うんですが、そのときに器具の交換とか、電球だけじゃなしにそういうこともされてしっかりしたものになっていると思うんです。

問題は今言われた、568といわれる支柱に設置されている街路灯です。

先日、私が見た報道なんかでも、これがやっぱり倒壊して事故が起こつたということやつたんです。現在、この568灯いうものについて、どういうふうに町では管理されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 街路灯の日々の状態の把握につきましては、本町も多くの灯数、広い範囲に設置されているということから、一斉点検などの常日頃からの作業は行っておりません。主に住民様もしくは区自治会の方々をはじめとする利用者の方々からの通報によりまして現状を把握し、対応をしておるというのが現状でございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、言われたように、現実、その巡回とかなかなか大変や思うんです。実際に、今正直な答えやと思うんですが、住民からの通報やということなんですけれども、あくまで住民というのは目視して、専門家でないと分からない、その腐食度合いとかそんなんは。

それで、私も先日の報道なんかで見ていると、大体金属疲労とかそういうようなこと含めて、大体寿命が30年ぐらい、大体30年越えるものについては倒壊の恐れがあるんじゃないかというような報道が当時されてきました。

私が気になったのは、なぜその報道に対して注目していたかということ、今現在、建設課中心に山手北線、今一生懸命工事進めていただいています。もう少しすると、先ほどの報告やないですけども、名神とともに山手北線のほうも開通すると思うんですけども、そうなると、相当、その今、禅定寺周りの車が山手北線のほうに入ってくると。

そこで幾つか、交差点にこの支柱の街路灯も設置されているわけです。それが、ほぼ

もう30年ぐらいにちょうどなりますので、そのあたりのメンテナンスというのが、費用面とかそういうので大変やと思うんですけども、ぜひお願い、管理をしていただきたい。

たまたま、今回、町長の施政方針の中で道路のほうの台帳管理というのが施政方針の中にも示された。できましたら、今後そういった街路灯のものも、点検も含めて順次計画的に管理していくような、何かそういう方策を取れないかということなんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） ただいまご指摘いただきました交差点付近にある支柱街路灯、それから、通常歩道等に設置されている防犯灯、それぞれ規模は異なりますが、多くの街路灯をはじめカーブミラーなど、道路には多くの付属物がございます。

今後、そういった施設を管理していく方法につきましては、費用面及び管理方法、どうやってしていくかと、効率的な方法をしていかなければならないと考えておりますので、そういったものを考慮する中で検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） ぜひ、今年はその施政方針で、道路管理のほうやられるということなんですけれども、恐らくこういうの、例えば俗に言うC I Sというんですか、そういういったものでやると、またいろんなソフトのお金とかいろいろ、今回予算計上もされていないのであれなんですけれども、ぜひ次年度以降お願いしたい。特に、酸性雨の問題とか、それから犬なんかの散歩時のそういうようなおしっこかけたりとかというようなことので腐食、実際に倒れてからだとても非常に金もかかるわけです。

ですから、やはり日頃からメンテをして、例えばペンキの塗り直しとか、そういったことをやると費用的にも安く済むんじゃないかと思っておりますので、そのあたりやっていただきたいと思うんですけども、お考えはどうでしょうか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） いただきましたご意見につきまして、点検の実施に向けて、さらなる検討を重ねて、なるべく実現していけるように努力してまいります。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（光島善正） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 事務局から。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしくお願いをしておきます。

令和8年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月21日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時54分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 光 島 善 正